

2020年5月7日

国土交通省 自動車局
旅客課長 早船 文久様

特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
理事長 中根 裕

新型コロナウイルス感染症の影響に対応した自家用有償旅客運送の運用緩和に関する要望書

自家用有償旅客運送における国土交通大臣認定の運転者講習の受講義務を 1年間猶予することを求めます

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）は、経済や医療・介護の崩壊を招くだけでなく、人と人との関わりやコミュニケーション、支えあいを大事にしてきた地域コミュニティの崩壊にもつながる非常に危機的な状況を生んでいます。政府が発令した緊急事態宣言のもと、外出自粛や「密閉」「密集」「密接」の三密を避ける行動、咳エチケットなどの感染予防対策に積極的に取り組むことで、国民全体が一丸となってこの難局を乗り切ることが重要ですが、一方で、この状況下における移動困難者の生活や、それを支える移動サービス団体の活動にも大きな影響が出ています。

外出自粛であっても、移動困難者の生活に「通院」が必要な方もいます。また、日常生活においても買物支援が必要な方もいます。その方々を支える全国の移動サービス団体では、これまで以上に担い手不足が深刻化しています。感染リスクが高いといわれている年代のドライバーやボランティアは、感染の不安から支援活動を自粛する傾向も高まっています。また、担い手が確保されても、自家用有償旅客運送の運転者や有償運送に従事する訪問介護員には国土交通大臣認定の運転者講習の受講が義務づけられており、新型コロナの影響で運転者講習が延期・中止になっているところが多々あります。これは、感染者を増やさないための判断ですが、移動困難者への支援という側面からはマイナスです。インターネット等を介したオンラインによる遠隔講義による受講等を、認定講習実施機関や受講者側の環境整備が図れる場合はその対応を準備していますが、その環境を整備できない団体等があるのも現実です。この緊急事態に求められるのは、即効性のある措置です。

その観点から、国土交通省に対して、自家用有償旅客運送における国土交通大臣認定の運転者講習の受講義務を1年間猶予することを求めます。講習が未受講であっても1年以内の受講猶予があれば移動困難者への支援活動も継続することができ、即効性のある施策となります。また、時間の経過とともに認定講習機関や受講する側もオンライン受講を踏まえた環境整備もできるとともに、新型コロナの感染影響も改善されていくことが期待できます。1年の受講猶予期間を設けることで、この緊急事態に即した効果的な運用となることを期待できます。

厚生労働省も、初任者研修等の資格が必要な訪問介護（ホームヘルパー事業）について無資格でも対応を認める通達（令和2年2月17日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」及び令和2年4月24日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第10報）」）を出しています。今は非常事態です。非常事態であることを十分に考慮した柔軟な対応が必要です。

なお、全国各地で開催される運営協議会についても、新型コロナの影響で開催が延期されることのないよう国自旅第212号「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成30年12月28日）にある「2. 運営協議会の設置及び運営」の（6）で示されている書面開催の積極的活用を求めます。

以上